

鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 県内におけるサンドリサイクルに関する現状と課題に関する事項
- (2) 最新技術・国内外事例の検証と本県地域特性への適合性評価に関する事項
- (3) 鳥取方式のサンドリサイクルシステムの実現性に関する事項
- (4) その他目的を達するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては委員会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議には、必要に応じて委員会に諮った上で、委員以外の学識経験者等を臨時メンバーとして参画させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鳥取県県土整備部において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。

鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会委員名簿

氏名	所属等	分野
宇多 高明	一般財団法人 土木研究センター 常務理事	海岸工学
栗山 善昭	独立行政法人 港湾空港技術研究所 特別研究官	
佐藤 慎司	東京大学大学院工学系研究科 教授	
松原 雄平	鳥取大学大学院工学研究科 教授	
宮森 由美子	環境省近畿地方環境事務所浦富自然保護官事務所 自然保護官	環境
和田 年史	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授	
村島 一美	岩美町産業建設課 課長	地元

※分野別、氏名：50音順